

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
本社フロア原状回復等設計業務 (埼玉県さいたま市中央区) 平成25年1月23日～平成25年3月23日 設計業務	契約職 副理事長 岩村和 平 (埼玉県さいたま市中央区)	平成25年1月22日	鹿島建設(株)	本業務は、平成25年9月をもって本社賃貸フロア9階、10階の賃貸借期間が満了し、貸主に原状回復のうえ返還することから、必要となる工事等の設計を行うものである。 当該業者は、当ビル管理事務所から定期建物賃貸借契約に基づく原状回復等に関する工事の設計・施工管理に係る施工業者に指定されているため、随意契約を締結するもの。(工事請負契約の契約事務処理要領第5条第4項第一号)	7,969,500	7,959,000	99.9%	－	本業務は、平成25年9月をもって本社賃貸フロア9階、10階の賃貸借期間が満了し、貸主に原状回復のうえ返還することから、必要となる工事等の設計を行うものである。 当該業者は、当ビル管理事務所から定期建物賃貸借契約に基づく原状回復等に関する工事の設計・施工管理に係る施工業者に指定されているため。	5	
左岸幹線水路大洞地区漏水補修工事 (岐阜県加茂郡川辺町下吉田大洞地内) 平成24年10月15日～平成25年1月20日 土木一式工事	分任契約職 木曾川用水総合管理所長 坂野 一平(愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東)	平成25年1月17日	(株)小栗建設 (岐阜県加茂郡川辺町比久見)	漏水事故の発生にともない、復旧工事に緊急を要したため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	5,355,000	5,145,000	96.1%	－	漏水事故の発生にともない、復旧工事に緊急を要したため。	13	
布目ダム水力発電設備修理 (奈良県奈良市北野山町869-2 布目ダム管理所) 平成24年11月29日～平成25年6月28日 電機工事	分任契約職 木津川ダム総合管理所長 柴田 和昭 (三重県名張市下比奈知)	平成25年1月7日	(株)かんでんエンジニアリング (大阪府大阪市北区)	布目ダム管理所水力発電設備の機能劣化に伴い設備が停止したため、電気購入料金の増大及び売電収入の減少等の管理コスト増大を最小に抑えるため、納入業者より事業譲渡を受けた者の代理店である当該業者と緊急契約した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	21,976,500	21,000,000	95.6%	－	布目ダム管理所水力発電設備の機能劣化に伴い設備が停止したため、電気購入料金の増大及び売電収入の減少等の管理コスト増大を最小に抑えるため、納入業者より事業譲渡を受けた者の代理店である当該業者と緊急契約した。	13	

利根導水路施設等操作補助業務	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成25年1月16日	(株)アクアテルス (群馬県高崎市本町)	当該業務は、平成26年3月31日までの期間で(株)関東実技と請負契約を行っていたが、当該受注者から平成24年12月18日に「管理業務員の配置が困難であるため、業務履行が極めて困難」との理由から履行不能届が提出されたことにより、契約解除を行った。ついては、当日からの施設監視及び操作業務の対応が必要となるが、管理設備の障害等による警報・異常の監視及び対応、気象・水象・地震・防災情報の伝達を行わなければならない。これらに精通している者を短期間に確保しなければならない。そこで、平成22年～23年度に当該業務を行っており、管理設備の障害等による警報・異常の監視及び対応に精通している左記業者が早急な対応が図れることから契約を締結した。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第五号)	-	11,550,000	-	-	当該業務は、平成26年3月31日までの期間で(株)関東実技と請負契約を行っていたが、当該受注者から平成24年12月18日に「管理業務員の配置が困難であるため、業務履行が極めて困難」との理由から履行不能届が提出されたことにより、契約解除を行った。ついては、当日からの施設監視及び操作業務の対応が必要となるが、管理設備の障害等による警報・異常の監視及び対応、気象・水象・地震・防災情報の伝達を行わなければならない。これらに精通している者を短期間に確保しなければならない。そこで、平成22年～23年度に当該業務を行っており、管理設備の障害等による警報・異常の監視及び対応に精通している左記業者が早急な対応が図れることから契約を締結した。	13	
右岸浄化槽曝気装置復旧(埼玉県秩父市荒川久那)平成24年12月14日～平成25年2月28日 暖冷房・衛生設備工事	分任契約職 荒川ダム総合管理所長 米崎 文雄 (埼玉県秩父市荒川久那)	平成25年2月8日	(有)秩父環境総合 (埼玉県秩父市山田)	荒川ダム総合管理所で管理、運営を行っている防災資料館の浄化槽(270人槽)に設置している曝気装置(3台)すべてが停止しているものである。浄化槽に設置された曝気装置は、汚水を浄化するのに使用する好気性微生物に空気を送るために欠かせない装置であり、この装置が停止し機能しなくなると、微生物が死滅し、浄化槽が機能しなくなり排水質の悪化や臭気等が発生する。よって本装置の破損は庁舎等施設の管理機能を著しく低下させる恐れがあるため、早急な復旧を要するため、浄化槽保守・点検業務の受注者である当該業者に依頼する。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	2,845,500	1,618,050	56.9%	-	荒川ダム総合管理所で管理、運営を行っている防災資料館の浄化槽(270人槽)に設置している曝気装置(3台)すべてが停止しているものである。浄化槽に設置された曝気装置は、汚水を浄化するのに使用する好気性微生物に空気を送るために欠かせない装置であり、この装置が停止し機能しなくなると、微生物が死滅し、浄化槽が機能しなくなり排水質の悪化や臭気等が発生する。よって本装置の破損は庁舎等施設の管理機能を著しく低下させる恐れがあるため、早急な復旧を要するため、浄化槽保守・点検業務の受注者である当該業者に依頼する。	13	
平成24年度豊川用水二期事業石綿管除去対策伊良湖支線外に係る業務 平成25年2月1日～平成25年11月30日 土木一式工事	契約職 中部支社長 勝山 達郎 (愛知県名古屋市中区三の丸1-2-1)	平成25年2月1日	愛知県知事 (愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2)	愛知県との間で締結した「豊川用水二期石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき、関連事業主体である愛知県に委託して施行する。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)	490,000,000	490,000,000	100.0%	-	愛知県との間で締結した「豊川用水二期石綿管除去対策に係る業務の受委託に関する基本協定書」に基づき、関連事業主体である愛知県に委託して施行する。	4	
吉野川局改修設計業務(香川県高松市天神前10番1号) 平成25年2月5日～平成25年3月26日 建築調査設計	契約職 吉野川局長 藤田 乾一 (香川県高松市天神前)	平成25年2月4日	(有)磯野建築事務所 (香川県高松市錦町)	吉野川局が賃貸している建物の模様替え及び一部返還に伴う原形復旧工事の設計を行うものであり、建物の賃貸借契約に基づく修繕・補修に関する業務等については、建物所有者が指定する事業者が行うことになっているため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	1,753,500	1,674,750	95.5%	-	吉野川局が賃貸している建物の模様替え及び一部返還に伴う原形復旧工事の設計を行うものであり、建物の賃貸借契約に基づく修繕・補修に関する業務等については、建物所有者が指定する事業者が行うことになっているため。	5	

沼田総管外部回線接続装置修理 (群馬県沼田市上原町) 平成25年3月13日～平成25年3月14日 電気工事	分任契約職 沼田総合管理所長 薬師寺公文 (群馬県沼田市上原町)	平成25年3月11日	日本無線㈱ (東京都杉並区荻窪)	一般公開用サーバとインターネット回線を繋ぐファイアウォール装置が故障し、防災等の管理に支障がでるため、災害応急復旧等急を要する場合に該当する。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	1,743,000	1,606,500	92.2%	—	一般公開用サーバとインターネット回線を繋ぐファイアウォール装置が故障し、防災等の管理に支障がでるため、災害応急復旧等急を要する場合に該当する。	13	
東金ダム地震観測設備復旧工事 (千葉県東金市松之郷 東金ダム管理棟) 平成24年10月1日～平成25年3月29日 土木一式工事	分任契約職 千葉用水総合管理所長 吉岡 敏幸 (千葉県八千代市村上)	平成25年3月8日	(株)エムテック (東京都北区滝野川)	落雷による影響で損傷した東金ダムの地震観測設備を復旧するものである。地震観測設備は、堤体の安全管理を目的に設置されており、社会的な要請という面においてもダウン・欠測が許されない設備であるため、災害応急復旧等緊急を要する場合に該当する。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	19,887,000	19,635,000	98.7%	—	落雷による影響で損傷した東金ダムの地震観測設備を復旧するものである。地震観測設備は、堤体の安全管理を目的に設置されており、社会的な要請という面においてもダウン・欠測が許されない設備であるため、災害応急復旧等緊急を要する場合に該当する。	13	
利根導水総合気象観測設備修理 (埼玉県行田市大字須加) 平成25年1月9日～平成25年3月28日) 設備工事	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成25年3月26日	(株)フィスコパーレション (群馬県前橋市上泉町131)	設備故障により緊急修理を行う必要があったため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	2,929,500	2,887,500	98.6%	—	設備故障により緊急修理を行う必要があったため。	13	
牧尾ダム貯水池護岸復旧工事 (長野県木曾郡王滝村地内) 平成24年12月29日～平成25年4月30日 土木一式工事	分任契約職 愛知用水総合管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成25年3月5日	(株)大河建設 (長野県木曾郡木曾町福島)	本工事は牧尾ダムにおいて、水位の変動で浸食された貯水池護岸の一部を復旧するものである。工事は、貯水位が低下している1月～3月に実施する必要があるが、当初指名競争により入札を行ったところ不調となり、施工期間に制約があることから緊急契約した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	26,890,500	26,880,000	99.96%	—	本工事は牧尾ダムにおいて、水位の変動で浸食された貯水池護岸の一部を復旧するものである。工事は、貯水位が低下している1月～3月に実施する必要があるが、当初指名競争により入札を行ったところ不調となり、施工期間に制約があることから緊急契約した。	13	
東郷発電所設備障害対応 (愛知県愛知郡東郷町大字諸輪地内) 平成24年11月8日～平成25年3月25日 電気工事	分任契約職 愛知用水総合管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	平成25年3月22日	(株)東芝 中部支社 (愛知県名古屋市中区)	本工事は東郷発電所の水車軸受温度が異常上昇し、許容値近くとなったため、発電所の停止に陥る恐れが有り、また、この状態が継続すれば軸受の損傷、さらには、他の機器までも障害を及ぼす恐れが有り、安定的な電力供給が行えないことから緊急契約した。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	3,076,500	2,583,000	84.0%	—	本工事は東郷発電所の水車軸受温度が異常上昇し、許容値近くとなったため、発電所の停止に陥る恐れが有り、また、この状態が継続すれば軸受の損傷、さらには、他の機器までも障害を及ぼす恐れが有り、安定的な電力供給が行えないことから緊急契約した。	13	
富郷ダム2号予備発電装置復旧工事 (愛媛県四国中央市富郷町津根山353-6 富郷ダム管理所) 平成25年1月21日～平成25年7月31日 電気工事	分任契約職 池田総合管理所長 左近 重信 (徳島県三好市池田町)	平成25年3月18日	富士電気(株)四国支店 (香川県高松市番町)	設備故障により緊急修理を行う必要があったため。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	32,413,500	31,290,000	96.5%	—	設備故障により緊急修理を行う必要があったため。	13	

小杭送水機場主ポンプ盤修理 (佐賀県佐賀市諸富町大字山領地内 小杭送水機場) 平成25年2月22日～平成25年5月31日 機械設備工事	契約職 筑後川局長 中西憲雄 (福岡県久留米市東町)	平成25年3月29日	クボタ機工(株)九州営業所 (福岡県福岡市博多区)	小杭送水機場ポンプ設備主ポンプ盤の障害に対する緊急復旧作業のため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	4,357,500	4,095,000	94.0%	—	小杭送水機場ポンプ設備主ポンプ盤の障害に対する緊急復旧作業のため	13	
原石山周辺法面災害対策 (大分県日田市大山町西大山地内) 平成24年11月26日～平成25年3月31日 法面処理工事	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	平成25年3月12日	(株)熊谷組九州支店 (福岡県福岡市中央区)	災害応急復旧等緊急を要するため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	4,557,000	4,410,000	96.8%	—	災害応急復旧等緊急を要するため	13	
下山右岸地区地下水排除工事 (大分県日田市大山町西大山地内) 平成25年1月21日～平成25年3月31日 法面処理工事	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	平成25年3月26日	(株)熊谷組九州支店 (福岡県福岡市中央区)	災害応急復旧等緊急を要するため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	10,489,500	10,290,000	98.1%	—	災害応急復旧等緊急を要するため	13	
付替林道竹の迫線補強土壁復旧設計 (大分県日田市大山町西大山地内) 平成25年3月1日～平成25年3月31日 設計業務	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	平成25年3月25日	中央開発(株)九州支店 (福岡県福岡市城南区)	災害応急復旧等緊急を要するため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)	2,929,500	2,331,000	79.6%	—	災害応急復旧等緊急を要するため	13	
電話料	契約職 副理事長 谷本光司 (埼玉県さいたま市中央区)	(平成24年度の使用料)	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (東京都千代田区内幸町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	1,806,040	—	—	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
携帯電話料	契約職 副理事長 谷本光司 (埼玉県さいたま市中央区)	(平成24年度の使用料)	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	2,849,074	—	—	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
水道料	契約職 総合技術センター所長 自閑茂治 (埼玉県さいたま市桜区)	(平成24年度の使用料)	さいたま市水道局 (埼玉県さいたま市浦和区)	水の供給又は提供を受けるものであり、競争を許さない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	8,403,603	—	—	水の供給又は提供を受けるものであり、競争を許さない。	8	
電気料	契約職 総合技術センター所長 自閑茂治 (埼玉県さいたま市桜区)	(平成24年度の使用料)	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	—	19,328,900	—	—	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	

矢木沢ダム基礎排水孔調査等業務	分任契約職 沼田総合管理所長 薬師寺 公文 (群馬県沼田市上原町)	平成25年3月18日	(有)タイプエス (群馬県前橋市関根町)	矢木沢ダムの基礎排水孔において貯水位の上昇に伴い漏水量が急増する傾向があり、基礎排水孔内の調査行なわないと漏水量の急増に対する対応が遅れることとなり、ダム堤体の安全上問題であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第五号)	-	1,194,375	-	-	矢木沢ダムの基礎排水孔において貯水位の上昇に伴い漏水量が急増する傾向があり、基礎排水孔内の調査行なわないと漏水量の急増に対する対応が遅れることとなり、ダム堤体の安全上問題であるため。	13	
電気料	分任契約職 沼田総合管理所長 薬師寺 公文 (群馬県沼田市上原町)	(平成24年度の使用料)	東京電力㈱ (群馬県渋川市石原)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	15,933,261	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電話料	分任契約職 沼田総合管理所長 薬師寺 公文 (群馬県沼田市上原町)	(平成24年度の使用料)	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,352,096	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電気料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	(平成24年度の使用料)	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	81,195,441	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電話料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	(平成24年度の使用料)	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,010,048	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
職員宿舍借上料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	(平成24年度の使用料)	(株)レオパレス (東京都中野区本町)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	6,761,140	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
職員宿舍借上料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	(平成24年度の使用料)	個人	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	918,000	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない	5	
職員宿舍借上料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	(平成24年度の使用料)	朝日プランニング(株)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	954,000	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
職員宿舍借上料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	(平成24年度の使用料)	田口不動産(株)	新規の宿舍借上については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で機構に最も有利な物件を契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,217,633	-	-	新規の宿舍借上については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で機構に最も有利な物件を契約している。	5	
職員宿舍借上料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	(平成24年度の使用料)	田口不動産(株)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	912,000	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
職員宿舍借上料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	(平成24年度の使用料)	田口不動産(株)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	921,743	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	

職員宿舍借上料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	(平成24年度の使用料)	田口不動産(株)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	915,112	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
職員宿舍借上料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	(平成24年度の使用料)	田口不動産(株)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	936,000	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
職員宿舍借上料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	(平成24年度の使用料)	田口不動産(株)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	836,000	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
職員宿舍借上料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	(平成24年度の使用料)	田口不動産(株)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	836,000	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
電話料	分任契約職 思川開発建設所長 桜井 力 (栃木県鹿沼市口栗野)	(平成24年度の使用料)	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,508,974	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電気料	分任契約職 思川開発建設所長 桜井 力 (栃木県鹿沼市口栗野)	(平成24年度の使用料)	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,661,328	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
デジタルカラー複合機賃貸借・保守(その2)	分任契約職 思川開発建設所長 桜井 力 (栃木県鹿沼市口栗野)	(平成24年度の使用料)	富士ゼロックス栃木(株) (宇都宮市東宿郷)	本契約は再賃貸借契約であり、当該サービスの提供を継続して受けるためには、本契約者以外にはない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第二号)	-	2,937,902	-	-	本契約は再賃貸借契約であり、当該サービスの提供を継続して受けるためには、本契約者以外にはない。	10	
借上宿舍賃貸借(4戸)	分任契約職 思川開発建設所長 桜井 力 (栃木県鹿沼市口栗野)	(平成24年度の使用料)	(有)井上商事 (宇都宮市東宝木町)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,714,435	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
水道料	分任契約職 利根川下流総合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	(平成24年度の使用料)	行方市長 (茨城県行方市麻生)	水の供給又は提供を受けるものであり、競争を許さない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,063,587	-	-	水の供給又は提供を受けるものであり、競争を許さない。	8	
電話料	分任契約職 利根川下流総合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	(平成24年度の使用料)	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,049,541	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
携帯電話料	分任契約職 利根川下流総合管理所長 高橋 武彦 (茨城県稲敷市上之島)	(平成24年度の使用料)	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,317,925	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	

電気料	分任契約職 利根川下流総合管理所長高橋 武彦(茨城県稲敷市上之島)	(平成24年度の使用料)	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	40,395,661	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電気料	分任契約職 荒川ダム総合管理所長 米崎 文雄(埼玉県秩父市荒川久那)	(平成24年度の使用料)	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	28,848,679	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電話料	分任契約職 荒川ダム総合管理所長 米崎 文雄(埼玉県秩父市荒川久那)	(平成24年度の使用料)	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,062,223	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
専用回線使用料	分任契約職 荒川ダム総合管理所長 米崎 文雄(埼玉県秩父市荒川久那)	(平成24年度の使用料)	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	専用回線料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,592,492	-	-	専用回線料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電気料	分任契約職 下久保ダム管理所長 白川 信之(埼玉県児玉郡神川町)	(平成24年度の使用料)	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,910,036	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電気料	分任契約職 群馬用水管理所長 宍岐 宏(群馬県前橋市古市町)	(平成24年度の使用料)	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	100,912,235	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電話料	分任契約職 群馬用水管理所長 宍岐 宏(群馬県前橋市古市町)	(平成24年度の使用料)	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,925,528	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電気料	分任契約職 霞ヶ浦用水管理所長 高野 寿雄(茨城県かすみがうら市牛渡)	(平成24年度の使用料)	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	277,850,684	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
専用回線使用料	分任契約職 霞ヶ浦用水管理所長 高野 寿雄(茨城県かすみがうら市牛渡)	(平成24年度の使用料)	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	専用回線については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,071,385	-	-	専用回線については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電話料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明(愛知県豊橋市今橋町)	(平成24年度の使用料)	西日本電信電話(株) (愛知県名古屋市中種区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,592,204	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
専用回線使用料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明(愛知県豊橋市今橋町)	(平成24年度の使用料)	西日本電信電話(株) (愛知県名古屋市中種区)	通信回線については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	11,689,128	-	-	通信回線については、当該地域の中では、競争が存在しない。	8	

電気料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	(平成24年度の使用料)	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	48,107,912	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
携帯電話料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	(平成24年度の使用料)	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,384,560	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電気料	分任契約職 愛知用水総合管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	(平成24年度の使用料)	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	56,313,193	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
携帯電話料	分任契約職 愛知用水総合管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	(平成24年度の使用料)	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,029,670	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電話料	分任契約職 愛知用水総合管理所長 石村 忍 (愛知県愛知郡東郷町)	(平成24年度の使用料)	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,472,702	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
携帯電話料	分任契約職 木曽川用水総合管理所長 坂野 一平 (愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東)	(平成24年度の使用料)	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,291,403	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電話料	分任契約職 木曽川用水総合管理所長 坂野 一平 (愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東)	(平成24年度の使用料)	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,397,831	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電気料	分任契約職 木曽川用水総合管理所長 坂野 一平 (愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東)	(平成24年度の使用料)	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	555,106,520	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電気料	分任契約職 岩屋ダム管理所長 笹 繁生 (岐阜県下呂市金山町卯野原)	(平成24年度の使用料)	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,479,855	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電子複写機(複合機)保守等業務	分任契約職 阿木川ダム管理所長 大原 基秀 (岐阜県恵那市東野)	(平成24年度の使用料)	リコージャパン(株)中部営業本部岐阜支社 (岐阜県岐阜市長森細畑)	複写機の保守等の契約を製造業者以外の者に履行させることが困難かつ著しく不利であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第二号)	-	1,016,722	-	-	複写機の保守等の契約を製造業者以外の者に履行させることが困難かつ著しく不利であるため。	12	
電気料	分任契約職 阿木川ダム管理所長 大原 基秀 (岐阜県恵那市東野)	(平成24年度の使用料)	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,775,718	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	

電気料	分任契約職 徳山ダム管理所長 高橋 陽一(岐阜県揖斐郡揖斐川町開田448)	(平成24年度の使用料)	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	14,237,860	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
水位計・地震計データ送信等回線使用料	分任契約職 徳山ダム管理所長 高橋 陽一(岐阜県揖斐郡揖斐川町開田448)	(平成24年度の使用料)	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,445,472	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
平成24年度光ファイバ心線賃貸借	分任契約職 徳山ダム管理所長 高橋 陽一(岐阜県揖斐郡揖斐川町開田448)	(平成24年度の使用料)	中部テレコミュニケーション(株) (愛知県名古屋市中区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	840,000	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
徳山ダム管理所ゴミ収集運搬及び処分	分任契約職 徳山ダム管理所長 高橋 陽一(岐阜県揖斐郡揖斐川町開田448)	(平成24年度の使用料)	(有)岐北清掃社 (岐阜県本巣市根尾水鳥)	事務所所在地における事業一般廃棄物の収集運搬を実施する許可業者が1社しかなく、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,436,000	-	-	事務所所在地における事業一般廃棄物の収集運搬を実施する許可業者が1社しかなく、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	12	
携帯電話料	分任契約職 木曾川用水総合管理所長 坂野 一平(愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東)	(平成24年度の使用料)	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,291,403	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電話料	分任契約職 木曾川用水総合管理所長 坂野 一平(愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東)	(平成24年度の使用料)	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,397,831	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電気料	分任契約職 木曾川用水総合管理所長 坂野 一平(愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東)	(平成24年度の使用料)	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	555,006,520	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電気料	分任契約職 長良川河口堰管理所長 村尾 浩太(三重県桑名市長島町)	(平成24年度の使用料)	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	35,306,325	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電話料	分任契約職 長良川河口堰管理所長 村尾 浩太(三重県桑名市長島町)	(平成24年度の使用料)	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬場町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,224,915	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
特定通信回線使用料	分任契約職 味噌川ダム管理所長 宮内 茂行(長野県木曾郡木祖村)	(平成24年度の使用料)	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	通信回線については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,133,242	-	-	通信回線については、当該地域の中では、競争が存在しない。	8	
電気料	分任契約職 味噌川ダム管理所長 宮内 茂行(長野県木曾郡木祖村)	(平成24年度の使用料)	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	8,149,590	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	

電気料	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	(平成24年度の使用料)	関西電力(株) (大阪府大阪市北区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	41,896,775	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
専用回線使用料	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	(平成24年度の使用料)	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区)	専用回線使用料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,151,892	-	-	専用回線使用料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電気料	分任契約職 川上ダム建設所長 神矢弘 (三重県伊賀市阿保)	(平成24年度の使用料)	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,789,277	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電気料	分任契約職 丹生ダム建設所長 荒谷 慶太 (滋賀県長浜市余呉町)	(平成24年度の使用料)	関西電力(株) (大阪府大阪市北区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,042,957	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電話料	分任契約職 丹生ダム建設所長 荒谷 慶太 (滋賀県長浜市余呉町)	(平成24年度の使用料)	KDDI(株) (東京都新宿区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,839,273	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電気料	分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 佐々木 弘二 (滋賀県大津市堅田)	(平成24年度の使用料)	関西電力(株) (大阪府大阪市北区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	24,165,818	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
携帯電話料	分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 佐々木 弘二 (滋賀県大津市堅田)	(平成24年度の使用料)	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,047,352	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
複合機保守料	分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 佐々木 弘二 (滋賀県大津市堅田)	(平成24年度の使用料)	(株)ヨシダヤ (滋賀県高島市今津町)	複写機の保守等の契約を製造業者以外の者に履行させることが困難かつ著しく不利であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第二号)	-	1,306,009	-	-	複写機の保守等の契約を製造業者以外の者に履行させることが困難かつ著しく不利であるため。	12	
電話料	分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 佐々木 弘二 (滋賀県大津市堅田)	(平成24年度の使用料)	ソフトバンクテレコムパートナーズ(株) (東京都港区東新橋)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,100,522	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
ガス料	分任契約職 木津川ダム総合管理所長 柴田 和昭 (三重県名張市下比奈知)	(平成24年度の使用料)	名張近鉄ガス(株) (三重県名張市桔梗が丘)	ガスの供給については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,977,731	-	-	ガスの供給については、当該地域の中では、競争が存在しない。	8	
電気料	分任契約職 木津川ダム総合管理所長 柴田 和昭 (三重県名張市下比奈知)	(平成24年度の使用料)	関西電力(株) (大阪府大阪市北区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	27,864,223	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	

電気料	分任契約職 木津川ダム総合管理所長 柴田 和昭 (三重県名張市下比奈知)	(平成24年度の使用料)	中部電力(株) (愛知県名古屋市中区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。 (物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	11,283,488	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電話料	分任契約職 木津川ダム総合管理所長 柴田 和昭 (三重県名張市下比奈知)	(平成24年度の使用料)	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,691,682	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
携帯電話料	分任契約職 木津川ダム総合管理所長 柴田 和昭 (三重県名張市下比奈知)	(平成24年度の使用料)	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,498,134	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電話料	分任契約職 木津川ダム総合管理所長 柴田 和昭 (三重県名張市下比奈知)	(平成24年度の使用料)	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (東京都千代田区内幸町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,782,900	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電気料	分任契約職 日吉ダム建設所長 小笠原 幹生(京都府南丹市日吉町)	(平成24年度の使用料)	関西電力(株) (大阪府大阪市北区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。 (物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,927,790	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
事務所電気料外	契約職 吉野川局長 藤田 乾一(香川県高松市天神前)	(平成24年度の使用料)	日生開発(株) (香川県高松市朝日町)	本件光熱水料については、事務所が入居しているビルにおける使用に係るものであるため、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,275,702	-	-	本件光熱水料については、事務所が入居しているビルにおける使用に係るものであるため、本契約者以外との契約はできない。	8	
電気料	分任契約職 池田総合管理所長 左近 重信 (徳島県三好市池田町)	(平成24年度の使用料)	四国電力(株) (香川県高松市丸の内)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。 (物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	24,679,310	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電話料	分任契約職 池田総合管理所長 左近 重信 (徳島県三好市池田町)	(平成24年度の使用料)	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬場町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	9,649,023	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
携帯電話料	分任契約職 池田総合管理所長 左近 重信 (徳島県三好市池田町)	(平成24年度の使用料)	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,688,527	-	-	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。	8	
電子複写機保守料外	分任契約職 池田総合管理所長 左近 重信 (徳島県三好市池田町)	(平成24年度の使用料)	富士ゼロックス四国(株) (香川県高松市磨屋町)	複写機の保守等の契約を当該業者以外の者に履行させることが困難かつ著しく不利であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第二号)	-	3,959,331	-	-	複写機の保守等の契約を当該業者以外の者に履行させることが困難かつ著しく不利であるため。	12	

電子複写機保守料	分任契約職 池田総合管理 所長 左近 重信 (徳島県三好市池田町)	(平成24年度の使 用料)	(株)金剛 (徳島県徳島市新内町)	複写機の保守等の契約を当該業者以外 の者に履行させることが困難かつ著しく 不利であるため。(物品等の調達に関す る契約事務処理要領第4条第2項第二 号)	-	1,599,256	-	-	複写機の保守等の契約を当該業 者以外の者に履行させることが困 難かつ著しく不利であるため。	12	
電子複写機保守料	分任契約職 池田総合管理 所長 左近 重信 (徳島県三好市池田町)	(平成24年度の使 用料)	(株)金剛 (徳島県徳島市新内町)	複写機の保守等の契約を当該業者以外 の者に履行させることが困難かつ著しく 不利であるため。(物品等の調達に関す る契約事務処理要領第4条第2項第二 号)	-	1,460,445	-	-	複写機の保守等の契約を当該業 者以外の者に履行させることが困 難かつ著しく不利であるため。	12	
事務所電気料外	分任契約職 旧吉野川河口 堰管理所長 徳重 誠二 (徳島県徳島市川内町榎 瀬)	(平成24年度の使 用料)	四国電力(株) (香川県高松市)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的 に電力供給を受ける必要があるため。 (物品等の調達に関する契約事務処理要 領第4条第2項第一号)	-	5,044,148	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継 続的に電力供給を受ける必要が あるため。	8	
電気料	契約職 筑後川局長 中西 憲雄 (福岡県久留米市東 町)	(平成24年度の使 用料)	九州電力(株) (福岡県福岡市中央区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的 に電力供給を受ける必要があるため。 (物品等の調達に関する契約事務処理 要領第4条第2項第一号)	-	338,163,079	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継 続的に電力供給を受ける必要が あるため。	8	
電話料	契約職 筑後川局長 中西 憲雄 (福岡県久留米市東 町)	(平成24年度の使 用料)	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区)	電話料については、各々の使用実態に 即した機構にとって最も有利な商品を選 択し、契約している。(物品等の調達に関 する契約事務処理要領第4条第2項第 一号)	-	3,450,063	-	-	電話料については、各々の使用 実態に即した機構にとって最も有 利な商品を選択し、契約している。	8	
携帯電話料	契約職 筑後川局長 中西 憲雄 (福岡県久留米市東 町)	(平成24年度の使 用料)	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田 町)	電話料については、各々の使用実態に 即した機構にとって最も有利な商品を選 択し、契約している。(物品等の調達に関 する契約事務処理要領第4条第2項第 一号)	-	1,970,027	-	-	電話料については、各々の使用 実態に即した機構にとって最も有 利な商品を選択し、契約している。	8	
専用回線使用料(県内)	契約職 筑後川局長 中西 憲雄 (福岡県久留米市東 町)	(平成24年度の使 用料)	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区)	電話料については、各々の使用実態に 即した機構にとって最も有利な商品を選 択しているが、当該地域の中では、競争 が存在しない。(物品等の調達に関する 契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,471,105	-	-	電話料については、各々の使用 実態に即した機構にとって最も有 利な商品を選択しているが、当該 地域の中では、競争が存在しな い。	8	
専用回線使用料(県外)	契約職 筑後川局長 中西 憲雄 (福岡県久留米市東 町)	(平成24年度の使 用料)	エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株) (東京都千代田区内幸 町)	電話料については、各々の使用実態に 即した機構にとって最も有利な商品を選 択しているが、当該地域の中では、競争 が存在しない。(物品等の調達に関する 契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,738,558	-	-	電話料については、各々の使用 実態に即した機構にとって最も有 利な商品を選択しているが、当該 地域の中では、競争が存在しな い。	8	
複写機保守料	契約職 筑後川局長 中西 憲雄 (福岡県久留米市東 町)	(平成24年度の使 用料)	富士ゼロックス福岡(株) (福岡県福岡市博多区)	複写機の保守等の契約を製造業者以外 の者に履行させることが困難かつ著しく 不利であるため。(物品等の調達に関す る契約事務処理要領第4条第2項第二 号)	-	2,036,079	-	-	複写機の保守等の契約を製造業 者以外の者に履行させることが困 難かつ著しく不利であるため。	12	
複写機保守料	契約職 筑後川局長 中西 憲雄 (福岡県久留米市東 町)	(平成24年度の使 用料)	コニカミノルタビジネスソ リューションズ(株)福岡 直販事業部 (福岡県福岡市博多区)	複写機の保守等の契約を製造業者以外 の者に履行させることが困難かつ著しく 不利であるため。(物品等の調達に関す る契約事務処理要領第4条第2項第二 号)	-	1,575,882	-	-	複写機の保守等の契約を製造業 者以外の者に履行させることが困 難かつ著しく不利であるため。	12	

複写機保守料	契約職 筑後川局長 中西憲雄 (福岡県久留米市東町)	(平成24年度の使用料)	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)福岡直販事業部 (福岡県福岡市博多区)	複写機の保守等の契約を製造業者以外の者に履行させることが困難かつ著しく不利であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第二号)	-	1,006,582	-	-	複写機の保守等の契約を製造業者以外の者に履行させることが困難かつ著しく不利であるため。	12	
河川ゴミ処理手数料	契約職 筑後川局長 中西憲雄 (福岡県久留米市東町)	(平成24年度の処理費用)	久留米市 (福岡県久留米市城南町)	河川ゴミを処理施設に持ち込み処分する費用であり、競争を許さない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,165,800	-	-	河川ゴミを処理施設に持ち込み処分する費用であり、競争を許さない。	12	
宿舍借上料	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	(平成24年度の借上料)	河津建設(株) (大分県日田市刃連町)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	13,500,000	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	(平成24年度の借上料)	(有)スギ (大分県日田市大字日高)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	12,858,000	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
宿舍借上料	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	(平成24年度の借上料)	(株)エコノ (大分県日田市田島)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,776,854	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
事務所用地借地料	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	(平成24年度の借上料)	個人 (大分県日田市大山町)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,800,000	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
大山ダム事務所増築賃貸借	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	(平成24年度の借上料)	大和リース(株) (福岡県福岡市中央区)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,124,012	-	-	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。	5	
事務所等警備(機械警備)	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	(平成24年度の使用料)	(株)にしけい (福岡県福岡市博多区)	機械警備設備を設置した業者であり、契約の相手方は当該法人以外にはない。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第二号)	-	1,490,898	-	-	機械警備設備を設置した業者であり、契約の相手方は当該法人以外にはない。	12	
複写機保守料	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	(平成24年度の使用料)	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)九州支店 (福岡県福岡市博多区)	複写機の保守等の契約を製造業者以外の者に履行させることが困難かつ著しく不利であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第二号)	-	2,701,434	-	-	複写機の保守等の契約を製造業者以外の者に履行させることが困難かつ著しく不利であるため。	12	
電気料	分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷 隆 (大分県日田市大山町)	(平成24年度の使用料)	九州電力(株) (福岡県福岡市中央区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	9,421,939	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	
電気料	分任契約職 両筑平野用水総合事業所長 仰木 文男 (福岡県朝倉市)	(平成24年度の使用料)	九州電力(株) (福岡県福岡市中央区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	10,091,467	-	-	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。	8	

電話料	分任契約職 両筑平野用水 総合事業所長 仰木 文男 (福岡県朝倉市)	(平成24年度の使用 料)	KDDI(株) (東京都千代田区飯田 橋)	電話料については、各々の使用実態に 即した機構にとって最も有利な商品を選 択し、契約している。(物品等の調達に関 する契約事務処理要領第4条第2項第 一号)	-	1,118,893	-	-	電話料については、各々の使用 実態に即した機構にとって最も有 利な商品を選択し、契約している。	8	
-----	--	------------------	-----------------------------	--	---	-----------	---	---	---	---	--

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12